

令和 8 年度児童発達支援センターすくすくのびのび園
会計年度任用職員（心理相談員）一般スタッフ募集要項

- 1 職名
心理相談員（一般スタッフ）
- 2 募集期間
令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）から令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）まで
- 3 募集方法
ウェブサイトへ募集記事を掲載します。
- 4 募集人数
2 名
- 5 選考方法
書類審査・作文・面接
・第一次選考 書類審査・作文
・第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ）令和 8 年 1 1 月 2 7 日午前に予定
- 6 応募資格
大学又は大学院で心理学を専攻し修了した方（見込み含む。特に専門課程で発達に関する学問を履修している方が望ましい）で、発達検査（新版 K 式発達検査 2 0 2 0、田中ビネー知能検査 VI、WISC-V のうち 1 つ）を行う技能があること、国籍・年齢の要件は設けていません（国籍は問いませんが、日本語で業務ができる方）。
なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 4 0 時間）を上回るものとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。
- 7 職務内容
幼児または児童の発達に関する相談業務
（1）発達検査及び報告書作成
発達検査は、新版 K 式発達検査 2 0 2 0、田中ビネー知能検査 VI、WISC-V 等を、主に担当者 1 名で行います。
（2）保護者相談
（3）心理個別指導

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で、災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種
福祉系

9 雇用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に限り、能力実証に基づき任用されることがあります。業務の見直しによる職の廃止や、その他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

勤務日 月曜日から金曜日の5日間

休日 土曜日、日曜日及び祝日。

11 勤務時間

1日の勤務時間 6時間（実働）

午前9時から午後4時まで（休憩1時間を含む）。

月に数回程度午前10時から午後7時までのうち、7時間の勤務シフトへ変更となる場合があります。（休憩1時間を含む）

12 勤務場所

目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園内 相談支援ひまわり

目黒区中央町2-23-24

※敷地内禁煙（すくすくのびのび園は屋外喫煙所を設置していません）

13 報酬額等

月額約257,805円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額（原則として通勤距離2Km以内は支給しません）、時間外勤務手当相当額、期末勤勉手当等を支給します（期末勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 休暇等

年次有給休暇は4日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。その他の休暇等についても、それぞれについて日数等が定められています。

16 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例等により補償されます。

17 社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

- (1) 加入する健康保険
東京都職員共済組合

- (2) 任意継続
退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があります。)

18 健康管理

年1回定期総合健康診断等を実施します。
5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

19 被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

20 その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

21 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書(6ヶ月以内の撮影写真添付)

イ 作文

- ・テーマ 「応募動機」
- ・文字数 800字程度
- ・市販の原稿用紙、パソコン等での入力・印刷したものどちらでも可(文章の最後に実際の字数を入れてください。)

ウ 単位取得証明書等

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2) 提出期限

令和8年11月20日(金)(必着)

(3) 提出方法

封筒に「心理相談員(一般スタッフ)」を明記し、履歴書と作文と証明書等を、すくすくのびのび園へ郵送又は持参してください。

22 特記事項

本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

23 郵送先・問い合わせ先

〒152-0001 目黒区中央町二丁目23番24号

目黒区障害者支援課 目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園

電話番号 03-3714-1617（直通）

受付時間 月曜日から金曜日。8：30 から 17：00 まで

以 上